

議会運営委員会 会議録

日 時 令和2年5月22日（金曜日）
午前10時開会，午前11時7分閉会
場 所 第1委員会室

日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長挨拶
- 4 協議事項

(1) 令和2年第3回（9月）定例会の日程（案）について

(2) 令和2年第2回（6月）定例会の運営について

① 日程について

② 上程される議案等について

ア 報 告 （ 9 件）

イ 条 例 （ 8 件）

ウ 補 正 予 算 （ 1 件）

エ 市 道 の 認 定 等 （ 1 件）

オ その他の単独議案 （ 1 件）

カ 人 事 （ 1 件）

③ 請願・陳情について

④ 各種委員会の選出について

【土浦市都市計画審議会委員（選出すべき人数 3名）】

・委員の任期 令和2年7月1日～令和4年6月30日まで

・従来の選出方法 総務市民委員会及び文教厚生委員会，
産業建設委員会から各1名ずつ選出

(3) その他

- 5 閉 会

出席委員（7名）

委員長 海老原 一郎
副委員長 吉田 千鶴子
委 員 吉田 博史
委 員 小坂 博

委 員	鈴木	一彦
委 員	塚原	圭二
委 員	勝田	達也

欠席委員（０名）

その他出席した者

議 長	篠塚	昌毅
副議長	平石	勝司

説明のため出席した者（４名）

副市長	東郷	和男
副市長	栗原	正夫
市長公室長	川村	正明
財政課長	山口	正通

事務局職員出席者

局 長	小松澤	文雄
次 長	天貝	健一
係 長	小野	聡
主 査	寺嶋	克己
主 任	松本	裕司

傍聴者（０名）

○海老原委員長 おはようございます。先ほど、議員の非常参集訓練お疲れさまでした。それでは、ただ今から議会運営委員会を開会いたします。傍聴は有りませんね。

(「はい」との声あり)

○海老原委員長 はい。それでは、まず初めに、議長の方からご挨拶願います。

○篠塚議長 おはようございます。皆様には早朝から非常参集訓練にご協力いただきましてありがとうございます。これからいろいろ課題が見えて来ましたので、議員各位には非常時の場合の対応ということを身近にさせていただいて、これからも市民のために活動してもらいたいと思います。今日はまた、6月定例会に向けていろいろ議題がありますご審議のほどよろしくお願いします。

○海老原委員長 それでは、早速協議に入ります。協議事項(1)令和2年第3回(9月)定例会の日程(案)について協議をお願いいたします。執行部から説明願います。

○東郷副市長 令和2年第3回の土浦市議会の定例会の日程でございます。資料ナンバー1をお願いいたします。9月1日開会、9月24日閉会という日程でお願いしたいと思っています。よろしくお願いします。

○海老原委員長 ただ今の件で、何かご意見ありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 それでは、第3回定例会については執行部説明のとおりといたします。次に、令和2年第2回(6月)定例会の運営についての協議をお願いいたします。執行部および事務局から説明願います。

○東郷副市長 第2回(6月)定例会の日程でございます。資料ナンバー2をお願いいたします。6月2日開会、6月18日閉会となって、お願いをしたいということでございます。それから初日に全協の方をお願いしたいと思います。開催の方をお願いしたいと思います。案件については、新型コロナウイルス感染症の状況について。それから土地開発公社の解散についてのご説明を担当から。それから一般質問の終了予定日の日にまた全協の方を開催をお願いしたいという風に考えております。案件につきましては、土浦市の農業委員会委員の任命の同意について、最終日に追加議案の提案をするということを考えておりますので、その説明をさせていただきたいということでございます。また、最終日、現在全協を開催する予定はございませんけれども、なにかございましたら、またお願いすることありますので、その時はよろしくお願いしますという風に考えます。

○天貝事務局次長 先日の議会運営委員会におきまして、一般質問の質問者数につきまして、最大8名。質問時間につきましては答弁を含めて60分にするということになりました。これによりまして休憩を取るにしても一般質問は2日間で十分であるという風に想定されますことから一般質問の日程を当初予定の3日間から1日短縮しまして8日月曜日と9日火曜日の2日間でいき、9日に議案質疑行う案でございます。予算決算委員会の予定案につきましても、今回は補正予算の歳入などの審査がありまして、時間は長くないという風に考えられますので、同日に予定するものでございます。そして、10日水曜日を休会としまして、事前に決定しました通り11日、12日、15日に各委

員会とそれぞれの予算決算委員会分科会を開催する案でございます。ご協議をお願いしたいと存じます。

○海老原委員長 ただ今の件で、何かご意見ありますか。

（「なし」の声あり）

○海老原委員長 それでは、第2回定例会の日程については、執行部および事務局の説明の通りといたします。次に執行部から上程される議案等の説明をお願いします。まず、報告について、説明をお願いします。

○川村市長公室長 第2回定例会の議案等概要につきましてご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。お手元の議案等概要をご覧ください。今回の提出案件、表紙にございますように報告9件、議案12件、合わせて21件でございます。1ページをお願いいたします。提出案件の一覧でございます。報告いたしまして予算の繰越6件。法人の経営状況3件。議案といたしまして条例8件、補正予算1件、市道の認定等1件、その他の単独議案1件をお願いするものでございます。また、人事案件1件につきましては最終日の提案を予定しております。2ページをお願いいたします。報告案件についてご説明いたします。報告第15号から第20号までの6件につきましては、各会計の予算の繰越しでございます。内容は3ページの繰越しの概要のとおりでございます。継続費を設定してございます汚泥再生処理センターや学校給食センターなど、規模の大きな事業であり進捗状況などから継続費については定時繰越し。繰越明許費については前年度にご承認をいただき、繰越しを行っているものでございます。なお、項の中ほどにある一般会計の事故繰越しにつきましては、豚コレラ対策として、イノシシの侵入防止の防護柵設置に係る事業ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、資材の調達に困難になり、年度内事業を終了することが出来なかったことによる事故繰越しでございます。なお、事業につきましては、4月中旬に完了をしております。表の一番下、3会計合計で37件。約32億円について、予算の繰越措置を行うものでございます。4ページをお願いいたします。報告第21号から第23号につきましては、市が資本金等の2分の1以上を出資しております法人については、地方自治法の規定により事業計画を提出することになっていることから、産業文化事業団他2法人の令和2年の事業会計についてご報告を申し上げるものでございます。例年報告しております土地開発公社につきましては、このあと議案として説明させていただきますが、本年度中の解散を予定しておりますので事業計画の報告はございません。報告案件の説明は以上でございます。

○海老原委員長 ただ今の件で、何かご意見ありますか。

（「なし」の声あり）

○海老原委員長 次に、条例について、説明をお願いします。

○川村市長公室長 5ページをお願いいたします。条例8件についてご説明申し上げます。議案第36号土浦市国民健康保険税条例の一部改正についてにつきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく改定でございます。内容は新型コロナウイルス感染症により世帯主が死亡した場合や重篤な傷病を持った世帯。または生計維持者の収入の減少が見込まれる世帯について、減免申請期限を設けない特例措置を追加する

もので、本年2月1日に遡及して追給をするものでございます。次に議案第37号土浦市手数料条例の一部改正につきましては、省令改正に伴う改正でございます。内容は、共同住宅の設計において省エネ性能評価方法の簡素化のため、共用部分の評価を除くことが可能となったことから、認定申請において、共用部分の評価しない場合の手数料の規定を追加するなどの改正であり、公布の日から施行するものでございます。議案第38号土浦市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正については、自転車等放置禁止区域等から撤去し、保管した自転車等の返還費用を実費相当分とするための改正で、本年10月1日から施行するものでございます。6ページをお願いいたします。議案第39号土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、省令の改正に伴う改正でございます。これまでは家庭的保育事業所の卒園後の受け皿として、連携施設の確保が求められておりましたが、各自治体が様々な対応を取ることで、引き続き必要な教育・保育が提供されるような場合には、連携施設の確保を不要とすることができる改正であり、公布の日から施行するものでございます。議案第40号土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、内閣府令の改正に伴う改正でございます。内容につきましては、先ほどの家庭的保育事業等の条例改正と同じ内容になりますが、各自治体の取り組みにより地域型保育事業施設の卒園後も引き続き教育・保育の提供を受けることが出来れば連携施設の確保は不要とするもので公布の日から施行するものでございます。次に、議案第41号土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正につきましては、小児マル福について、県制度の対象外である高校3年生相当年齢の外来医療費まで所得制限を撤廃し拡大する改正で、本年10月1日から施行するものであります。7ページをお願いいたします。議案第42号土浦市建築基準条例の一部改正につきましては、建築基準法令の改正に伴い条項ずれを整理するものであり、公布の日から施行するものであります。議案第43号土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、児童支援員の認定資格研修の実施に係る一部権限について、知事及び政令指定都市の長に加えまして、中核市の長を加える改正であり、公布の日から施行するものでございます。条例についての説明は以上でございます。

○海老原委員長 ただ今の件で、何かご意見ありますか。

（「なし」の声あり）

○海老原委員長 次に、補正予算から人事案件について、説明をお願いします。

○川村市長公室長 それでは補正予算についてご説明させていただきます。議案第44号令和2年度土浦市一般会計補正予算でございます。下の表一般会計歳入歳出予算をご覧ください。歳入歳出とも1億5,052万円を加え、総額を657億8,966万7,000円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、繰越金の増でございます。歳出につきましては、8ページの概要をご覧ください。今回の補正は本市の予算確定後に国の制度が創設されたものや国、県の補助金が確定したもの。また、新型コロナウイルス感染症の対応などで必要になったものなどで、本年度当初予

算編成後に生じた事象であり、当初予算見込めなかった歳入歳出を計上するものであります。初めに２款総務費でございます。右側備考欄一番上から順に説明をさせていただきます。企画費関係。新型コロナウイルス感染症対策事業は２つほど事業がございます。１つ目がスーパーマーケット等における、いわゆる３つの密を避ける目的と買い物不縁地域に対応するため実施する移動スーパーを展開する事業者に対し助成する制度を新設するものでございます。対象費用は人件費でございます。２つ目が県産品をネットにて販売する、茨城県産品お取り寄せサイトに参画する市内事業者の商品の配送料に対する補助でございます。県において新型コロナウイルスの影響で売り上げが落ちた事業者を支えるため、ネットによる販売を促進しておりますが、本市では当サイトを利用する市内出品者の配送料に対して助成を行うものでございます。続きまして、マイキーＩＤ設定支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業である特別低額給付金の申請にマイナポータルを活用できること。また、アプリにおいてもマイナンバーカードの利活用を推進しており本年９月からキャッシュレス決済において、最大５，０００円分のマイナポイントを付与するとしておりますが、このマイナポイントの利用にはマイキーＩＤの設定が必要なことから今後窓口を設定希望者が増加することが予想されます。このことからマイキーＩＤの設定支援を行うための経費の計上で歳入に国庫補助金を同額計上するものでございます。戸籍住民基本台帳関係事業は、通知カード及び個人番号カードの発行等に関連する事務につきましてはすべての市町村が地方公共団体情報システム機構に委任をしており必要経費を交付金として支出しております。今般、令和２年度第１回の交付金額が示されましたが、当初予算で見込んでいた金額に不足が生じたことから計上するものでございます。なお、この交付金に対しては、国の１０分の１０の補助がございますが、当初予算計上時に補助金額の算定に誤りがあったことから合わせて財源更生を行うものでございます。３款民生費でございます。老人福祉施設開設準備経費助成事業及びその下の地域密着型老人福祉施設整備推進事業につきましては、市内に建設する小規模多機能型居宅介護事業所の整備に係るものでございます。下段の施設整備推進事業は、施設の整備に対する補助で１施設当たり３，３６０万。上段は開設準備に要する補助で１床当たり８３万９，０００円。９床で７５５万１，０００円の補助経費の計上でございます。いずれも県補助１０分の１０の補助事業であることから歳入に同額を計上しております。続きまして、生活困窮者自立支援事業につきましては、離職により住居を失った。もしくは失う恐れのある生活困窮者に対し、家賃相当額を給付し自立に向けた支援を行う事業ですから、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け支給要件が拡大されまして、休業等により収入が減少した方も支給対象となったところ、申請件数が急増したことから補正増をお願いするものでございます。歳入には４分の３の国庫負担金を計上するものでございます。就学前児童に対する臨時給付金支給事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で休校となった小中学生の給食費の免除に合わせて就学前０歳から５歳児の世帯に対し、児童１人当たり１万円を支給する経費の計上でございます。市独自事業でございます。次に、私立保育園整備事業につきましては、第二幼稚園跡地へ移転する認定こども園。もみじこども園の施設整備工

事の国の基準額が増額されたことに伴う増額補正でございます。国、県、市の負担割合が決められていることから、歳入に国庫交付金、県交付金を計上するものでございます。続きまして、生活保護対策事業につきましては、生活保護法の改正によりまして、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し支援体制などの一定の要件を満たす日常生活支援住居施設における支援提供体制が新たに創設され、本年10月から利用出来るようになりましたことから、生活保護システムを改修する経費の計上でございます。歳入に国庫補助金2分の1を計上するものであります。6款商工費でございます。中心市街地開業支援事業は、中心市街地の空き店舗に開業するものに対して家賃または改装費の一部を補助することで開業者を支援し活力と賑わいのある商店街の形成を図る事業でございます。予算編成後の交付実施申請が多く、家賃補助の前12か月分の継続交付を予定することから新規申請分への対応が困難となり同額補正をお願いするものでございます。歳入には国庫交付金2分の1を予定しております。9ページをお願いいたします。議案第45号市道の路線の認定につきましては、民間の開発行為による新設道路帰属でございます。10ページをお願いいたします。議案第46号土浦市土地開発公社の解散につきましては、県知事の認可を受け、清算手続きに入るに当たりまして、公有地の拡大の推進に関する法律の規定により議会の議決が必要なことから議案として提出するものでございます。最後になりますが、定例会最終日に追加議案として人事案件1件を予定しております。議案第47号は土浦市農業委員会委員の任命の同意についてお願いをするものでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○海老原委員長 ただ今の件で、何かご意見ありますか。

○勝田委員 ご説明ありがとうございました。1点お伺いします。8ページの2款総務費総務管理費企画費の移動スーパーの件なんですけれども、200万掛ける1事業者ということで出されるということですが、新規事業なんですかね。具体的にどういったものか教えていただければ。ありがたいなと思います。

○川村市長公室長 新規事業でございます。先ほど説明で申し上げましたとおり、スーパーマーケット等における密を避ける。または避けると同時にですね、買い物難民ともうしますか、買い物不便地域の、たとえば、軽トラックなどで商品を運んで販売をすると、そういう事業者を公募により募集するというものでございます。

○海老原委員長 その他ございますか。

（「なし」の声あり）

○海老原委員長 以上で、上程される議案等の説明はおわりました。その他執行部から何かありますか。

○東郷副市長 先ほど議長の方からございましたけれども、今日、早朝より委員会の皆様におかれましては、大規模災害時における議員の非常参集訓練、大変熱心なことでございました。大変貴重だと思いました。その中の災害連絡対策会議を設置されるということでもあります、市の方の災害時では対策本部設置してございますので、十分連携を図りながら議会の方の災害連絡対策会議と進めて行きたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それから、6月1日に定例の記者会見がありますので、

記者会見の中で6月に上程します、予定しています議案につきましては、説明をさせていただきますので、翌日6月2日の新聞には掲載されますということなので、よろしくお願いいたします。

○吉田（博）委員 東郷副市長。今、国でもこの新型コロナに対してまだまだ補正予算を組むというような作業が進んでいますよね。全国知事会を総括してみると県や各自治体が財源が無いと。コロナが収束する訳でもないし、やはりいろんな方面にお金が必要になってくるという要望も出しているよね。そうすると、要は今回6月の定例会だけでも今後市においても、やはり補正予算とは必ず付いてくると思うんですよ。その時に、いわゆる専決処分を進めるか、臨時議会を開催してやるかという判断なんだけれども、執行部としては今どういった考えでいるのかな。

○東郷副市長 吉田（博）委員の方からありましたように、国の方の第2次の公金の話もございますので、家賃補助等ですね。この件がございます。それらについては機敏に対応していくということを考えますと、場合によっては専決処分に対応させていただくということも無きにしも非ずかなと思っています。その辺については議会の方と相談させていただきながら進めて行きたいと思っていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○吉田（博）委員 議会としても、やはり専決処分と臨時議会というようなところは、難しいところなんだよね。やはり緊急性を要すると専決処分をして議会に後ほど報告をと。これは法律で認められているからいいんだけど。やはり議会としてもやはり審議はしてみたい。審議するための議会だから。だから全国によつては議会を通年議会というようなところも少し出て来たようだけれどもね。私はそこまではまだすることはないだろうけれども、今後こういったいろんな災害が、3.11の件もあった。そういうことを考えるとやはり議会を待たずにいろんな決裁をしなくてはならない事態が出て来ると思うから。その点はやはり議会とね、これからよく相談してやってもらいたいなと。国の方も地方創生の中での交付金で結構幅広く使えるようなね。各自治体がやはり自治体によつての要求とかね。やりたいこととかいろいろあるから、その辺も柔軟に考えているようだから。まあその辺は議会と相談してやりましょうね。

○海老原委員長 その他ございますか。

（「なし」の声あり）

○海老原委員長 それでは、執行部の皆様は退席していただいて結構です。

（執行部 退席）

○海老原委員長 それでは、次に、請願・陳情についての協議に移ります。事務局から説明願います。

○天貝事務局次長 それでは請願・陳情についてご説明申し上げます。提出期限まであと1週間ございますけれども、これまでに提出がありました陳情1件についてご説明いたします。資料ナンバー4をお願いいたします。1枚目をご覧いただきたいと思います。国に対し、「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の採択、提出を求める陳情書でございまして、提出者は水戸市の日本国民救済会茨城県本部会長田村武夫氏

で郵送ではなく事務局に持参されたものでございます。本文を朗読いたします。陳情の趣旨。無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、①再審における検察手持ち証拠の全面開示、②再審開始決定に対する検察の不服申立て(上訴)の禁止、を内容とする「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」を貴議会において採択され、国へ提出していただきたく陳情いたします。陳情の理由。一たび確定した判決といえども、もしえん罪の恐れがあるならば、高い人道的観点から、また基本的人権の尊重という趣旨から、できる限り救済の道を開くことが必要であります。日本の再審制度のあり方は、「再審をやってください」という再審請求手続きと、実際に再審請求が認められておこなわれる再審公判手続きという二段階の制度になっています。多くの再審事件で一段階目の請求手続きにおいて、検察は請求を頑として認めず、裁判所の再審開始決定に対しても不服申立てをして争うというひどい対応をしています。再審制度は、実体的真実のために、法的安定性(一度確定したもの)を犠牲にする非常救済手続きですが、法的安定性を強調するあまり、再審の条件をいたずらに厳格かつ形式的に解し、再審の道を開ざすことがあってはなりません。再審制度の本質を無視して、機械的に再審を拒むとするならば、再審制度の存在意義は失われます。現在、再審制度は刑事訴訟法に規定がありますが、条文数は19条のみで、極めて大ざっぱな規定です。個々の裁判で、裁判所の解釈、運用にすべて委ねられているのが実態です。再審法の抱える主たる問題点は2つあります。一つは捜査段階で集めた証拠を開示しないことです。公費を使って収集され国民の財産である全ての証拠は、隠すことなく弁護団の開示請求に応じ、真実解明に役立てるべきです。もう一つの問題点は、検察官の抗告権(上訴)です。都合の悪い証拠を隠しておきながら、裁判所が再審開始決定を出しても従わず、即時抗告、特別抗告を行うことは許されません。つきましては、貴議会におかれましても、究極の人権保障といわれる再審制度の意義を理解され、えん罪被害者を救い、「無実の人は無罪に!」という当然の法理を実現するために、国に対して刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を促していただきたく心からお願い申し上げます。参考までに、「意見書」(案)、日本弁護士連合会の「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」、「再審法改正をめざす市民の会」発行のリーフレットを添付致します。以上のとおり陳情致します。意見書の案文が資料の2枚目に、そして日本弁護士連合会の決議文をそれ以降に添付してございます。付託する委員会につきましてのご協議をお願いしたいと思います。

○海老原委員長 皆様、ご意見等はございますか。性格上、総務市民委員会。

○鈴木委員 総務市民だと思っんですが。

○吉田(博)委員 いやこれは建設だろう。

(「笑い声」あり)

○海老原委員長 それでは、今回の陳情ですが、付託先は総務市民委員会よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○海老原委員長 それでは、そうさせていただきます。受理番号2ですか。これについて

ては、総務市民委員会に付託いたします。次に、各種委員会等委員の選出について、協議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

○天貝事務局次長 日程の④をご覧ください。今回、1件の選出依頼がありますので、ご審議をお願いするものでございます。委員会の名称は、土浦市都市計画審議会でございます。選出すべき人数は3名。任期は令和2年7月から令和4年6月まででございます。従来の選出方法につきましては、各委員会から1名ずつの選出でございました。選出する常任委員会についてご協議をお願いいたします。

○海老原委員長 はい。皆様、ご意見等ありますか。従来はですね土浦市都市計画審議会、総務市民、文教厚生、産業建設の各委員会から1名選出するということになっておりますが、従来通りということでしょうか。

（「はい」の声あり）

○海老原委員長 それでは、そうさせていただきます。次に、協議事項（3）その他ですが何かありますか。

○篠塚議長 各常任委員会にですね副市長の出席をお願いしたいということでございます。副市長がですね1名の時に各常任委員会が重なって出れなかったんですが、所管の委員会が決まりましたので、その委員会に副市長の出席をお願いしたいということでございます。ただし、産業建設委員会については、副市長が2人重なることがありますので、今回みたいに1日1委員会で開催するからいいんですが、それに合わせてやっていただきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○吉田（博）委員 それは副市長が出たいというのか。

○篠塚議長 はい。

○吉田（博）委員 あの2人が。

○篠塚議長 はい。

○吉田（博）委員 要らねえぞな。要らないよだって。各委員会は部長が頭なんだから。課長が中心になって発言するところなんだから。副市長は要らないと思うよな俺は。どうしても必要な時には、委員会でもって副市長を来ていただきたいとやればいいんだからさ。来る必要ないよ。そんなの。と思います。

○海老原委員長 皆様の意見を。

○小坂委員 副市長という立場というのはその私どもとしては市長についてであるんだけどもじゃあ担当そのものはなくてですね。部長さんがその責任を負っているということなので。ただ副市長はその辺の議論の、なんていうか肉声を注視していただきたいというような。ただ議会としては議案を議論する内容にそういったことでのある意味助けになるのではないかなと思いますので、まあ副市長が居てもいいのではないかと。まあ、不都合であればあれですけど。特になければ出ていただいた方が。どうしても拒む理由があるとすればあれですけども。出てもいいんじゃないかなという私は考えますのでよろしくお願いいたします。

○吉田（博）委員 委員会で副市長がつるし上げられたらかわいそうでしょう。立場ないでしょう。それはやめた方がいいと思うけどな。どうしてもね相対的な質問とかねに

なって最終的に、いわゆる副市長、市長の判断でもって決まるような時にはさ、やっぱり部課長なんかに行かないで副市長に直接やっちゃうような時があるから。それは避けた方がいいと思うんだよな。各委員会で終わった後、部長は副市長にきちっと委員会であつたことは報告しているから。かわいそうだと思うよ。

○小坂委員 吉田（博）委員のおっしゃることは一理ある。確かに部長さんと部課長さんで作った委員会の中身というのは当然市長が決裁とはいいいませんが、最終的な決裁は市長だけでも、その事実上は副市長がというところはかなり大きいと思う。まあ、形としてはそうなると思うんです。やはりあのやっぱり議員としてその委員会の重みとかね、そういう意味で副市長さんのお立場を含めてですね、やはり聞いていただきたいと。そういう気持ちはあると。ということで、副市長さんを入れていただいた方がつるし上げとかそういうことはなくですね、やはりこのようなお互いわかっていることなんで、その中で責任を、聞いてないよなんて話になると困るので、そういう話があつたよねという話で、最終的にどうしてもお願いしたいことは、副市長さんをお願いして、部長さんを通じてまあまたという議論も、やり取りという中で必ずあるので、そういうことがある程度有効なのではないかと私どももいわゆる議員として、市民から代表となった件をですね執行部に伝えやすいと、そういう形をとってはいいんじゃないかなという気がしますので、まあ、出来れば参加された方が私はいいと思いますので。以上でございます。

○吉田（博）委員 副市長か。市長はどうする。市長はたまには出てきてもらえるの。

○篠塚議長 市長は聞いておりません。

○吉田（博）委員 議会の方から市長出てこいという要望をだせば、市長も出て来るしかないよな。これは。委員会はいわゆる事務方。事務方のトップというのは部長なんだよ。副市長、市長は特別職だから。事務方のトップが部長でその下に課長が居るんだけど。そのトップの部長と議会が委員会で審議をする訳だよ。そこに特別職というのはね必要性があまりないんだよな。

○篠塚議長 特別職につきましては、文教厚生委員会に教育長が必ず出ておりましたので、副市長もですね、そのようなことから出席をしたいというような話があつたと思います。これはそういうことがあるということでございます。

○吉田（博）委員 出たいというなら、こっちも手ぐすね引いて待っているしかないか。そこまでして出たいというんだな。

○小坂委員 その方がきっと通るかもしれない。

○鈴木委員 今回の、今までは出てこいと言っても出てこなかったような副市長だったんだけど。今回は副市長の方から出たいといっている訳ですか。

○篠塚議長 正式に言いますとですね、私の方からお願いしてですね、出席しますよというお話なので。副市長からぜひ出たいという話ではないということはあるんですが、ただ特別職として教育長は文教厚生委員会で必ず出席しているということもありまして、副市長も所管の委員会にあつたら出席されたいかがと思ひまして、そのような話をさせていただいたことでございます。

○吉田（博）委員 あの前は副市長も出ていたよな。ちょうど瀧ヶ崎元副市長とかさ、その前と言うといろんな副市長さん。あのころは助役だけれどな。出ていたんだけれどね。その時の委員会というのはね、やっぱり最終的に副市長に集まっちゃうんだよな。どうしても。そのやつを見ていてあんまり好ましいものじゃないなと。要するに課長たちの勉強というかな、それにならないなと思ったんだよな。委員会はやっぱり課長が主だから。課長がどれだけの能力があってどれだけの発言力があるかというのを議員が見極める、部長も見極めるというのが委員会だと私は思っているんだよね。あんまり乗り気じゃないな。

○勝田委員 私のところは産業建設なんですけど、所管がお2人の副市長ということで、東郷副市長は以前から市役所にいらしたのでお話もさせていただいているんですが、新副市長の方はこういった異説がら中々お話し合うということも薄くてですね、ということもある一方で、私は国の方ということで、他の県でもいろいろな経験をされていらっしゃると思うので産業建設ですとかなりお知恵をいただくこと、あるいは聞きたいこと、こちら側からですね、そういうのもあるのかなと思ひまして、無理やりとはいいいませんが、もし出ていただけるお気持ちがあるのであればその辺りでですね出ていただけるとありがたいなあとは、私は産業建設に関しては思っています。他はちょっとわからないです。

○吉田（博）委員 各委員会に任せたら。委員会に。

○吉田（千）委員 私は結論から申すと出席をしていただいてもいいのではないかなという風に思います。とうのはやはりあのこのワンチーム。だんごになってですね、様々なことをですね。またそうした副市長の考えというのは中々私ども伺うことが出来ませんので、また今お話があったように栗原副市長、新しい副市長。また東郷副市長、前部長であられましたけれど、今回副市長という立場で、またあのそういった期間を経ていることもございますので、また新しい議員さんたちもおられるのでそういった意味では様々な意見交換が出来ることによって、課長さんたちも中々副市長さんとか密になって話すことは出来ない状況であろうかと思ひますので、まああのこういった機会にですね意見がお互いに交わることによって市民のためにいい方向に行く。そういった考えから出席をしていただければいいのかなという風には私自身はそのように思うところです。

○鈴木委員 各委員会の判断で出席されるのは構わないと思うんですが、私たち議員側の自己規制でならいいんですが、副市長に質問が集中しないように課長たちに答えさせないと、先ほど吉田（博）委員がおっしゃったように課長たちのレベルが上がっていかないと。そういう面があるんで、最初から副市長に聞いちゃうようなことではなくて、先ほど勝田委員が言ったように国とかの絡みとかね、そういう部分をなるべく聞くようにして、最初から副市長に質問したら実際副市長だけ委員会に出てきて部課長は要らないぞということにもなっちゃうから、その辺はわきまえて質問するようなことを議員各自が自覚して望むというような。各委員会でね内々で話して望まれるというのがいかがでしょうかね。

○吉田（博）委員 大体元が議長が言ったようにね2人が議会に対して私らも出たいというのであれば、それは考える余地はあるけれど、こっちからさ、どうですかといってさ、いや出ませんという人はいないぞ。議会が言うなら出ますよというのがあれだから、俺は必要ないと思うよな。委員会に任せろな。だったら。

○塚原委員 比較的文教はどちらかというと早く決めてもらいたいというのがあるので、以前は小泉副市長なんかは出てきていただいていたことがあって、教育長と一緒に早めに決めてもらうという意味では、出てきていただいていたのかなと。ただ、出て来る時と出てこない。全然出てこなくなっちゃったことだけは、逆にきっちりしていただいて、出て来るのであれば、出てきていただけるのであれば、きっちり継続して市にも中に入っていたいただければなあという風に考えます。

○海老原委員長 どちらかの担当副市長のですね、出席をしていただいた方が、していただくという方が多いようですのでこれは各委員会に任せるのではなくて、出席出来るということでよろしいですかね。

○鈴木委員 ちょっと待ってください。副市長の方の公務の関係もあると思うんですよ。日程の問題もあるし、各常任委員会にその都度出席要請が必要なら出席するというような形で、出席しなければならぬだと、やっぱり業務を縛ってしまうことになるんだから、そこはしなければならぬという形はとならい方がいいですよ。そういう形という解釈でいいのかな。

○海老原委員長 出来るという。

○鈴木委員 だからしなくてもいい訳だよね。その選択を残しておかないとよくないと思うので、そこは確認しといてね。

○海老原委員長 出席出来るということで。6月からですか。それとも臨時会。6月からだな。6月からということで進めさせていただきます。事前の委員会も含めてですね。

○吉田（千）委員 もし割り振りがわかれば教えていただければ。

○篠塚議長 割り振りを今調べていますので、後ほど。

○海老原委員長 それでは、そうさせていただきます。その他の件で事務局からありますか。

○天貝事務局次長 事務局から3点ほどございます。まず1点目です。一般質問の際の執行部の入場者についてご協議いただきたいと存じます。今定例会における議員の議場への入場者数及び一般質問の取り扱いにつきましては、前回5月14日の議運でご協議いただき、その結果を議長からの通知により全議員にお知らせしたところでございます。その協議の際、一般質問の際の関連の無い執行部、すなわち答弁の無い部長の入場についての協議に積み残しがございました。申し訳ありませんでした。改めてご協議いただきたいと存じます。因みにつくば市などでは、コロナ対策として、答弁の無い部長は別室で待機し、一般質問の休憩時に答弁者の入替を行うとのことでございました。ご協議をお願いしたいと存じます。

○海老原委員長 ただ今の件、いかがいたしましょうか。一般質問における執行部の入場者ですね。担当所管ということで、のみということで。一般質問の時だけということ

でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○篠塚議長 補足をさせていただきますと、濃厚接触者等が出た場合にですね2週間休業していただくとか、議会が機能しなくなりますので、大変なことになりますので、そういうことを含めることが今回のそもそもの予防対策ですのでご理解をいただきたいと思います。前にでました、議長、副議長の件もですね、もし議長が怠った時には副議長が議事を進行するということがあるんですが、一緒に会場にいた場合には、両方だめになってしまうということなので、そういうのもすべてやったうえで最低人数で議会運営出来る人数。それから一般質問出来る人数等を考慮した予防対策の一環ということでご理解いただきたいと思います。

○海老原委員長 それでは、一般質問については所管の部長のみ出席するということで。

○天貝事務局次長 続きまして、2点目でございます。予算決算委員会の正副委員長の内定についてでございます。今回の第2回定例会から予算決算委員会がスタートします。先ほど予算決算委員会全体会の日程をご協議いただき9日火曜日に開催することとなりましたが、これは全議員で構成する全体会の日程が、他の委員会の日程に影響を及ぼすことから、予め決定させていただいたものでございます。本来であれば予算決算委員長が日程を決定し召集するものでありますが、現在空席でございますので、そうした措置をとったところでございます。つきましては、委員長から9日の全体会の招集を通知する必要があることから、6月2日の全員協議会において予め正副委員長を内定していただく運びとなりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○海老原委員長 ただ今の件、いかがいたしましょうか。

○吉田（博）委員 どうやって決めてたんだっけ。議長が思いついた人にやってもらったらいんじゃないの。

○篠塚議長 今までの委員長もですね全員協議会の中で内定という形でいただいて、議場の方で選任という形になると思います。出来ればですね吉田（博）委員の方から試案ということで出していただきますと、これ6月定例会から始まるということで、3月の時に決めていただいたので、その時予算委員会というのが出来ておりました。その予算特別委員会の委員長、副委員長がいらしたので、その方に引き続きですねやっていただくのがスムーズかなと思っております。

○吉田（博）委員 いいですよそれで。いいと思いますよ。

○海老原委員長 はい。それでは6月2日全員協議会で内定ということで。

○天貝事務局次長 続きまして、3点目でございます。タブレット端末導入についての現段階での概要についてご説明申し上げます。別添のタブレット端末導入の概要という資料をお願いいたします。1番目ですが導入するタブレット端末についてです。議案等には個人情報等も取りまとめられておりますので高いセキュリティが求められております。そうしたことから、事務局案ではアップル社製のアイパッド。こちらを5年間のリース契約の元、導入してはと考えております。2番目、機器です。今申し上げましたようにアップル社のアイパッドプロという機種でございまして、議員用24台と事務局用

2台、合計26台を支出したいと考えております。付属につきましては、端末に書き込みが出来るようペンシル、それからキーボードカバー付きになります。こちらを考えてございます。経費の概算でございます。3番目の(1)です。タブレット端末に関しましては、端末機器のリース料、こちら5年契約ですと月々2,000円弱というもので、その他は通信基本料金ですとか、付属のプランを付けますと税込みで①と書いてあるところで月々1台当たり6,553円となります。続きまして(2)番です。こちらはシステムの方となりますが、議会で使用されているシステムで全国的にも高いシェアを誇っているシステムでサイドボックスというものでございまして、こちらを使うための使用料ということで、基本料金、ライセンス料、それから追加の容量を含めると26台分で月額税込み8万2,500円でございます。こちらを1台あたりに換算しますと②というところで数字を記載してございますが、月々1台当たり3,173円となります。

(3)番に1台当たりのランニングコストの方の額を示してございます。ひと月9,726円となりまして、(4)番で議会全体の・・・掛けたらコスト26台分になります。こちら300万程度ということになります。最後に(5)番で本当の初期費用ということで、1回限りの費用でございまして、先ほど申し上げましたが契約金、事務手数料や設定費用等、そして講習会3回分などがございまして、合計で161万6,000円ということでございます。現段階ではこのような状況になってございまして、9月の補正に向けて準備を進めているところでございます。以上でございます。

○海老原委員長 ただ今の件で、何かご意見ありますか。

○勝田委員 鈴木委員にも途中で帰られたので聞いてほしいということだったので合わせてお伺いします。(5)のその他の初期費用のペンシルとキーボード26台分、まあ1回限りということですが、1台当たりだと4万5,000円弱になるものなんですけれども、あの私もアイパッドは使っていますからペンシルとかキーボードとか使ったことはないんですけれども必要なかなかどうかのかなということをちょっとお伺いできればなと。

○天貝事務局次長 ペンシルにつきましては、議案がタブレット上で当然見られますけれども、そこへ書き込みを加えるためのペンシルということで、書き込んだものは保存もできますので、そういった対応のために考えてございました。キーボードにつきましてもパソコンのように使えるということで便利だろうということで、ただいま考えているところであります。

○勝田委員 キーボードというのは、持ち運びするのは、結構重いものですか。想定としては置いておく感じなんですか。

○天貝事務局次長 カバーと一体となっていて、磁石でくっついているような形でして、それほど重くはないと思います。

○吉田(博)委員 それ現物でも持ってこなければわからないじゃない。

(「笑い声」あり)

○天貝事務局次長 次回お見せできる機会がある時に。

○篠塚議長 タブレットに関しましてはですね、購入する時には、入札とかいろいろ方

法があると思いますので、機種を選定した、あと方法とか、またご検討させていただきたいと思いますので、この方向で進んでいるということをご理解いただきたいと思います。

○海老原委員長 はい。今の件は、よろしいでしょうか。先ほど、現物を見たいという意見がありましたので、次回ですね。

○篠塚議長 すいません。現物をといるお話なんですが、想定して用意できればいいんですが、今非常にタブレットが品不足の状況もございますので、9月に購入する方向でいるんで、それまでに、できればそれまでにあって説明をしてからやっていきたいと思っていますので、その辺は現物というのは難しいというのをご理解いただければと思います。なるべく早めに現物を見せてやっていきたいと思っていますがよろしくお願いします。

○海老原委員長 はい。それではですね、議場のタブレット端末の概要については説明については以上で終わりにさせていただきます。

○篠塚議長 すいません。ところで9月に導入する訳ではないんだけど、ご理解いただきたい。9月に予算要求をしますんで、それから導入になりますので、時間はあるということです。ご理解をいただきたい。9月に機種が来る訳ではございませんのでご理解ください。

○吉田(千)委員 今のお話なんですが、中々現物を見るのが難しければパンフレット。そういったものでも先に、ちょっとあれば、ちょっとわかりやすいかなと思いました。よろしくお願いします。ちょっと細かいのですが、よろしくお願いします。

○吉田(博)委員 9月に補正予算を通すのであれば、その時にじゃあ12月までには入りますとかさ、そういうところまでつめておいてよ。

○海老原委員長 はい。それでは事務局お願いします。以上でタブレットにつきましてはそうさせていただきます。先ほどですね委員からありました、事務分担ですか副市長の事務分担について。

○小松澤事務局長 お手元の資料をご覧くださいと、副市長のそれぞれの分担が決まっております。2番の(2)分担事務を見ていただきますと、東郷副市長につきましては、おおむね総務市民委員会と、ただし保健福祉部も担当しております。続きまして栗原副市長につきましては。

○吉田(博)委員 全部だろうよこれ。

○小松澤事務局長 市民生活部と教育委員会。これはほかのところとまたがってしまうという状況でございます。

○吉田(博)委員 みんなまたがっているだろうよ。これ。委員長。これ、東郷副市長にしたって、市長公室と総務部があるし、栗原さんにしては市民生活があるから、総務市民委員会なんかは両方かぶっている訳だよな。そうすると、どちらもみんなかぶっているよな。これ。だから委員会の時に、今回の委員会は東郷呼べとか、栗原呼べとか。そうして調整するしかない。ここの委員会という風には決められないんじゃないの。呼んでほしい。呼ばなくてもいいとか。そういう柔軟性があってもいいんじゃないの。こ

れ。ただ出席することができるという、さっきのいわば。

○小坂委員 3委員会あって2人ですから。今回は日にちが全部違うのでまああれですけど、実際の話一緒に委員会をやったとすれば、とかそういう問題が出てくるので、出ていいですよということにしておくということで一応結論づけられているので、ある意味柔軟にやるということで、2では3は割れないという考えでいけないかという風によろしいかと。

○吉田（博）委員 副市長はさ、この定例会はこっちの委員会に出たいとか、そういう要望があればいいし。

○小坂委員 そうなるだろうと。

○吉田（博）委員 委員会がどっちもいないよとか。

（「笑い声」あり）

○吉田（博）委員 いやあり得るよ。その辺の柔軟性で、委員会が、じゃあ今回はこっちの副市長といたら出席しただくみたいな。そのくらいの程度でいいんじゃないか。

○小坂委員 逆に言えば、またがっているから両方来てくれなんていうことも。

○吉田（博）委員 いやそれもありだよ。

○海老原委員長 それではですね、副市長の出席については委員会の方で決めるということによろしいでしょうか。調整も含めてですね。

（「はい」の声あり）

○海老原委員長 はい。この件についてはよろしいですね。その他ございますか。

（「なし」の声あり）

○海老原委員長 なければ、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。